

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

(労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針)

- 2019(平成31)年4月より、36(サブローク)協定(※1)で定める時間外労働に、罰則付きの上限(※2)が設けられます。
- 厚生労働省では、時間外労働及び休日労働を適正なものとする目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針を策定しました。

(※1) 36(サブローク)協定とは

⚠️ 時間外労働(残業)をさせるためには、36協定が必要です！

- 労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)をさせる場合には、
 - ✓労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
 - ✓所轄労働基準監督署長への届出が必要です。
- 36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1日、1か月、1年当たりの時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

(※2) 時間外労働の上限規制とは

⚠️ 36協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました！

- 2018(平成30)年6月に労働基準法が改正され、36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることとなりました(※)。(※)2019年4月施行。ただし、中小企業への適用は2020年4月。
- 時間外労働の上限(「限度時間」)は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内(休日労働を含む)、月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

36協定の締結に当たって留意していただくべき事項

① 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。(指針第2条)

②使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。(指針第3条)

- ◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。
- ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達)において、
 - ✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること
 - ✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2~6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければなりません。

③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。(指針第4条)

3 6協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、
労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労
働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆3 6協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。

- 3 6協定届(本様式)を用いて3 6協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆3 6協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号(第16条第1項関係)

事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください。

事業の名称

労働保険番号	<input type="checkbox"/>					
登録販路	中古車	新車	新規車	既存車	販路番号	同一販路番号
法人番号	<input type="checkbox"/>					

労働保険番号・法人番号を記載してください。

時間外労働に関する協定届 休日労働		事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間		
金属製品製造業	○○金属工業株式会社 ○○工場	(〒) 000-0000 ○○市○○町1-2-3 (電話番号: 000-0000 - 0000)	0000年4月1日から1年間	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	
時間外労働	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
時間外労働	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
② 1年単位の変形労働時間により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	事由は具体的に 定めてください。		業務の範囲を細分化し、 明確に定めてください。		1日の法定労働時間を 超える時間数を定めて ください。		1か月の法定労働時間を超える時間 数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。		1年の法定労働時間を超える時間数 を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻				
	受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30				
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 0000年3月12日

協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の職名

氏名

検査課主任
山田花子

管理監督者は労働者代表
にはなれません。
協定書を兼ねる場合には、労働者代表
の署名又は記名・押印が必要です。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

0000年3月15日

使用者
職名
氏名
工場長
田中太郎

印

押印も必要です。



労働基準監督署長殿

時間外労働と法定
休日労働を合計し
た時間数は、月
100時間未満、2
~6か月平均80
時間以内でなければ
いけません。これ
を労使で確認の
上、必ずチェック
を入れてください。
チェックボックス
にチェックがない
場合には、有効な
協定届とはなりま
せん。

3.6 協定届の記載例（特別条項）

(様式第9号の2 (第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

- ◆ 暫時に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
 - ◆ 様式第9号の2は、
 - ・限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と、
 - ・限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要です。
 - ◆ 36協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出ください。
 - 36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
 - 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。
 - ◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
 - ◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

1枚目
(裏面)

時間外労働に関する協定届 休日労働										
事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)				〇〇〇〇年4月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数			
							1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
							法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	
							法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	
							法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日の法定労働時間を 超える時間数を定めて ください。		1か月の法定労働時間を超える時間 数を定めてください。①は45時間 以内、②は42時間以内です。		1年の法定労働時間を超える時間数 を定めてください。①は360時間以 内、②は320時間以内です。	
	受注の集中				設計		10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30
	臨時の受注、納期変更				機械組立		20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30

